

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田尾 正輝

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4RJ31KS00300	4RJB1AE0146 0001		
品名 または 件名			
(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
陸上自衛隊桂駐屯地		陸上自衛隊桂駐屯地	
搬入場所		納期または工期	
陸上自衛隊桂駐屯地		令和7年3月31日(月)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処総務部会計課事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年1月20日(月) 10時00分 桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

8 お問い合わせ

入札に関する事項

陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課契約班 担当 新谷

T E L 0 7 5 - 3 8 1 - 2 1 2 5 内線 3 4 1

F A X 0 7 5 - 3 8 1 - 8 8 8 1

商品に関する事項

陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部管理課給養班 担当 大西

T E L 0 7 5 - 3 8 1 - 2 1 2 5 内線 5 9 5

1 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格の「電気」のC等級以上の資格を有する者。もしくは当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
- (12) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

2 契約条項及び入札心得

- (1) 適用する契約条項
陸上自衛隊で用いる「建設工事に係る標準契約書」、駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。
- (2) 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

3 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会： 実施しない。ただし、現場確認及び説明を希望するものは、前項に示す期間中、下記の問い合わせ先までご連絡いただき、日程の調整を行ってください。
- (2) 入 札 :
ア 場 所 : 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室
イ 時 間 : 令和7年1月20日（月）10:00 ※郵便入札 1月20日（月）09:00 必着

4 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免 除
- (2) 契約保証金： 免 除
- (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

5 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便による入札がない場合は当日速やかに実施し、郵便による入札がある場合は別途連絡する。

6 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- (4) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合に、当該入札者が提出した入札
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約を行わない者の入札
- (6) 入札書に記載の「入札及び契約心得」、入札条件、「標準契約書等」の契約条項等及び仕様書等の承諾を行わない者の入札（応札をもって承諾したものとみなす。）

7 落札決定方法

総額決定。総額が当隊所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とします。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

8 契約書等の作成

落札者は契約書等を作成するものとする。

9 その他

- (1) 契約の成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。契約書を作成しない場合は、発注書を送付した時とする。
- (2) 入札参加を希望する者は、下記の(6)の問い合わせ先へ入札前日までに連絡先を明記した書類を添えて「資格審査結果通知書（写し）」を提出すること。（FAX可）
- (3) 入札書を郵送する場合は、必ず便着の確認をすること。
- (4) 代表者以外で入札に参加する業者は、入札書に添えて委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査を実施する場合があります。その際はご協力をお願いします。
- (6) 入札及び契約に関する事項の問い合わせ先

〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪

陸上自衛隊関西補給処桂支処総務部会計課 契約班（担当 新谷：（しんたに））

TEL 075-381-2125（内線341） FAX 075-381-8881（直通）

- (7) 仕様・履行等に関する事項の問い合わせ先

〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪

陸上自衛隊関西補給処桂支処総務部管理課 営繕班（担当 大西）

TEL 075-381-2125（内線595）

本公告は、陸上自衛隊桂駐屯地 1号隊舎1階 会計課事務室前掲示板、

陸上自衛隊桂駐屯地H P <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/3d/katura/> 及び

陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処 調達会計部掲示板 に掲示している。

表紙共 5 枚

(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事

件名	(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事				図面番号	1 / 5
図名	表紙				縮尺	—
支社長	総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画	施設管理	管財
（会社印）	（会社印）	（会社印）	（会社印）	（会社印）	（会社印）	（会社印）

関西補給処桂支処総務部管理課営繕班

令和6年12月1日

仕様書

1 件名 (6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事

2 工事場所 京都府京都市西京区川島六の坪 陸上自衛隊桂駐屯地

3 工事期間 契約締結日～令和7年3月31日（月）
発注後、資材等早急に手配し、工事を実施すること。

4 工事概要 本工事は、1号建物屋上に設置された避雷アルミ線に保護ダクトを取り付けるものである。

5 一般事項 (1) 総則

本工事は、仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項については事前に監督官と協議のうえ、指示に従うこと。

(2) 協議 請負者は設計図書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合には監督官と協議し、その指示に従うこと。

(3) 火災予防・現場管理 作業中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚損した場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。

(4) 工事写真 請負者は工事の主要な段階において写真撮影を実施すること。項目は着工前・施工中・隠蔽部分・施工完了後のほか、監督官の指示する箇所とする。
また、写真是A4紙に整理のうえ1部提出すること。

(5) 工事時間 敷地内における工事実施時間帯は、平日（土・日及び祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時迄を基準とする。その他の時間帯に工事を実施する場合については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。

6 特記事項

- (1) 保護ダクトとジョイントの製作を実施し、ジョイントを前もって開けておくこと。
- (2) 保護ダクトとジョイントの材質はステンレス製(SUS304)とし、厚みは4mmとする。

- (3) 保護ダクトとジョイントの接続は、タッフを切つてジョイントを留めするか、ボルト・ワッシャー・ナットで接続する。
- (4) 本工事で使用するジョイントはステンレス製で、ハーフジョイントを使用すること。
- (5) 保護ダクトをコンクリート床に固定する際には、M4×30mmのネジとワッシャーを使用する。
- (6) 保護ダクトをコンクリート床に固定する要領は、次の通りとする。
コンクリート穿孔→コーキング注入→コンクリート用プロテクターを差込む→保護ダクトにねじ留め→ネジにコーキングを塗布。使用するネジは防水仕様とする。
- (7) 既設避雷アルミ線から78mmのアルミ線を分歧接続する際には、T型コネクタ等を使用する。
- (8) 工程及び施工方法については、必ず監督官の承諾を得て実施すること。
- (9) 製作する保護ダクトの仕様は、下表の通りとする。

保護ダクトの全長	保護ダクトの本数	保護ダクトの分割数	保護ダクトの1分割の全長	保護ダクトのジョイント数
7,740mm	3本	4分割	1,935mm	3個
8,100mm	1本	4分割	2,025mm	3個
2,600mm	1本	2分割	1,300mm	1個

7 提出書類

- 本工事での提出書類は下記のとおりとする。
- (1) 内訳明細書
 - (2) 工程表
 - (3) 現場代理人等指名通知書
 - (4) 着工届
 - (5) 基本工事完了報告書
 - (6) 材料等承認願
 - (7) 工事材料搬入報告書
 - (8) 工事写真
 - (9) 施工体制台帳及び体操図
 - (10) 打合せ簿
 - (11) その他監督官の指示した書類（監督官が指定した期日までに示した部数を提出）

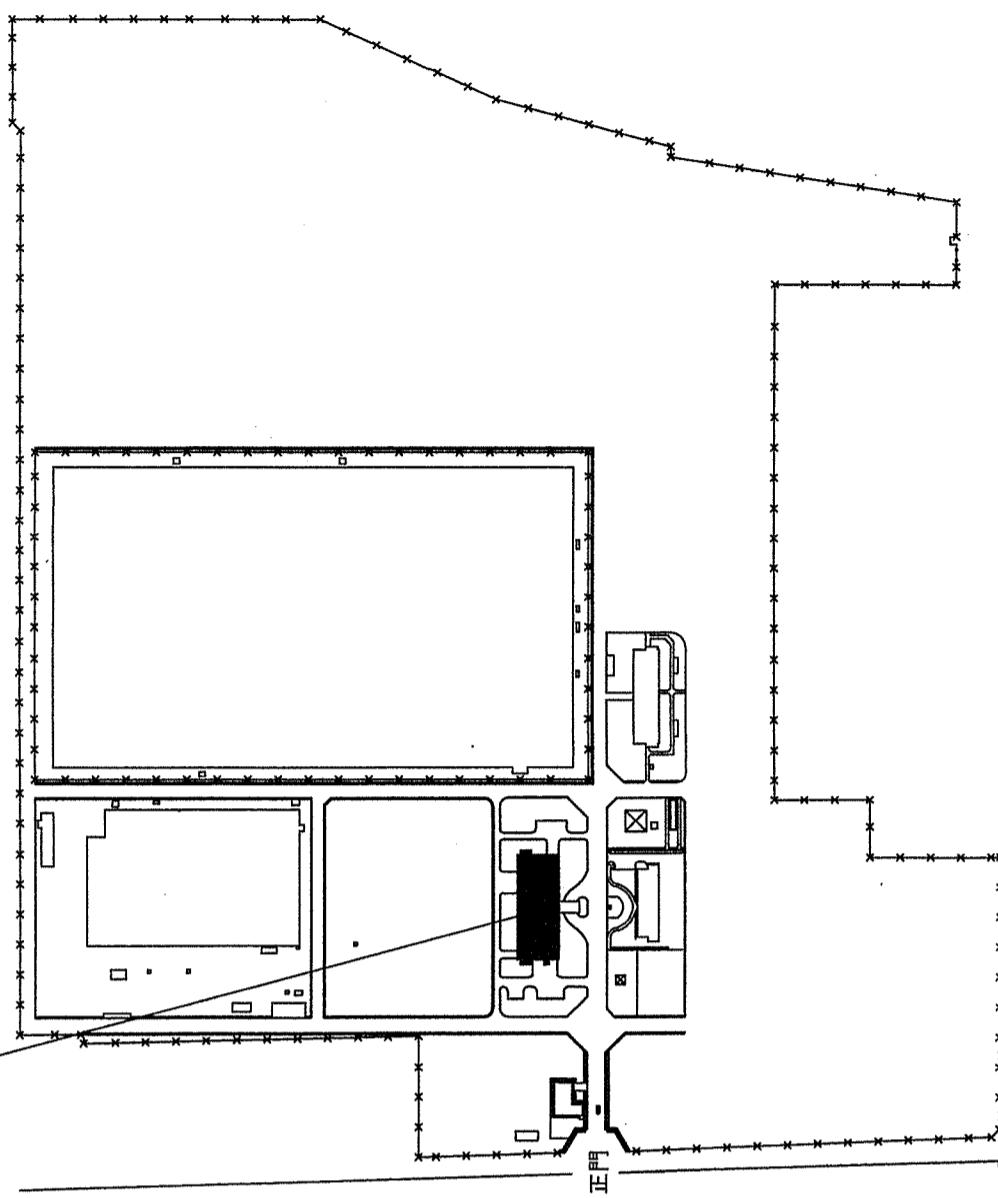
8 検査
工事完了後、検査官の完了検査をもって完了とする。ただし、手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再度検査を受け、合格をもつて完了とする。

件名	(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事	図面番号	2／5
図名	仕様書	縮尺	—

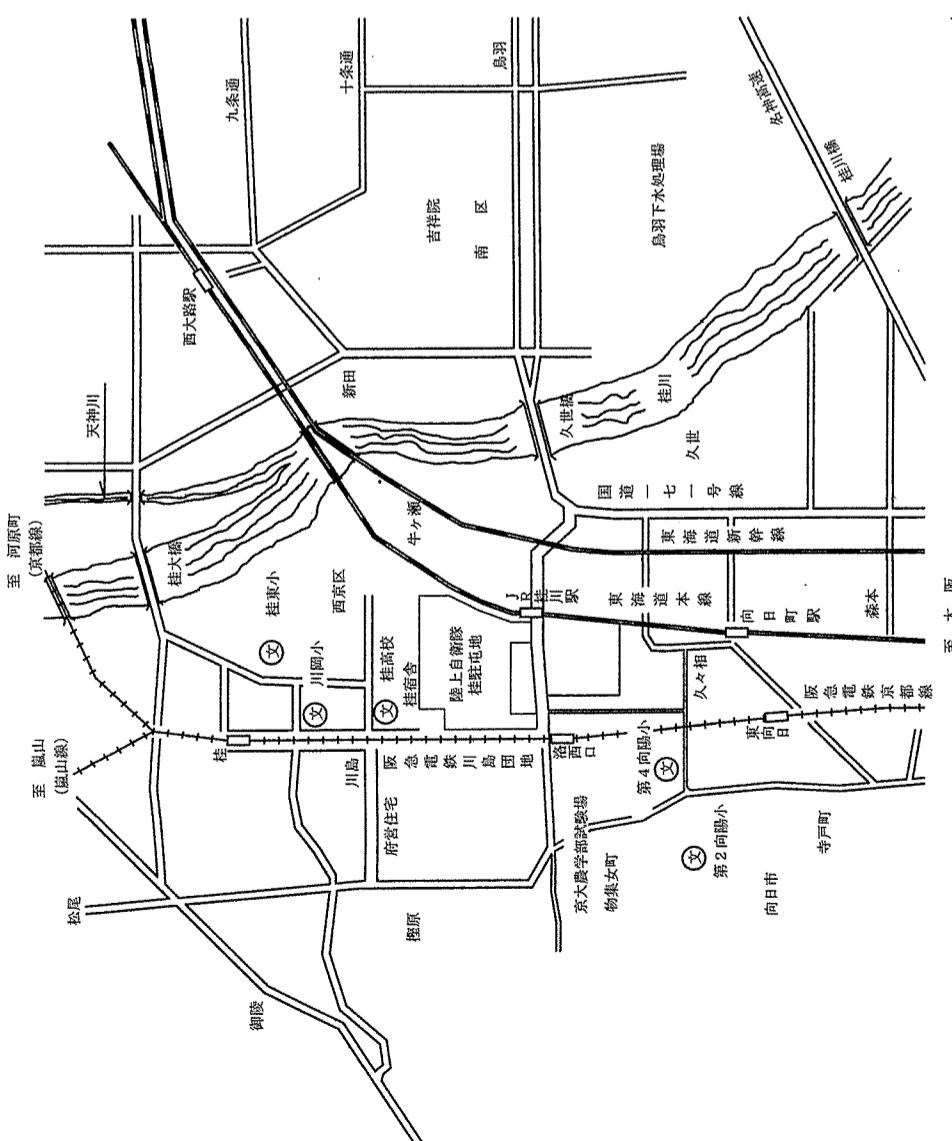
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班



工事場所
1号建物



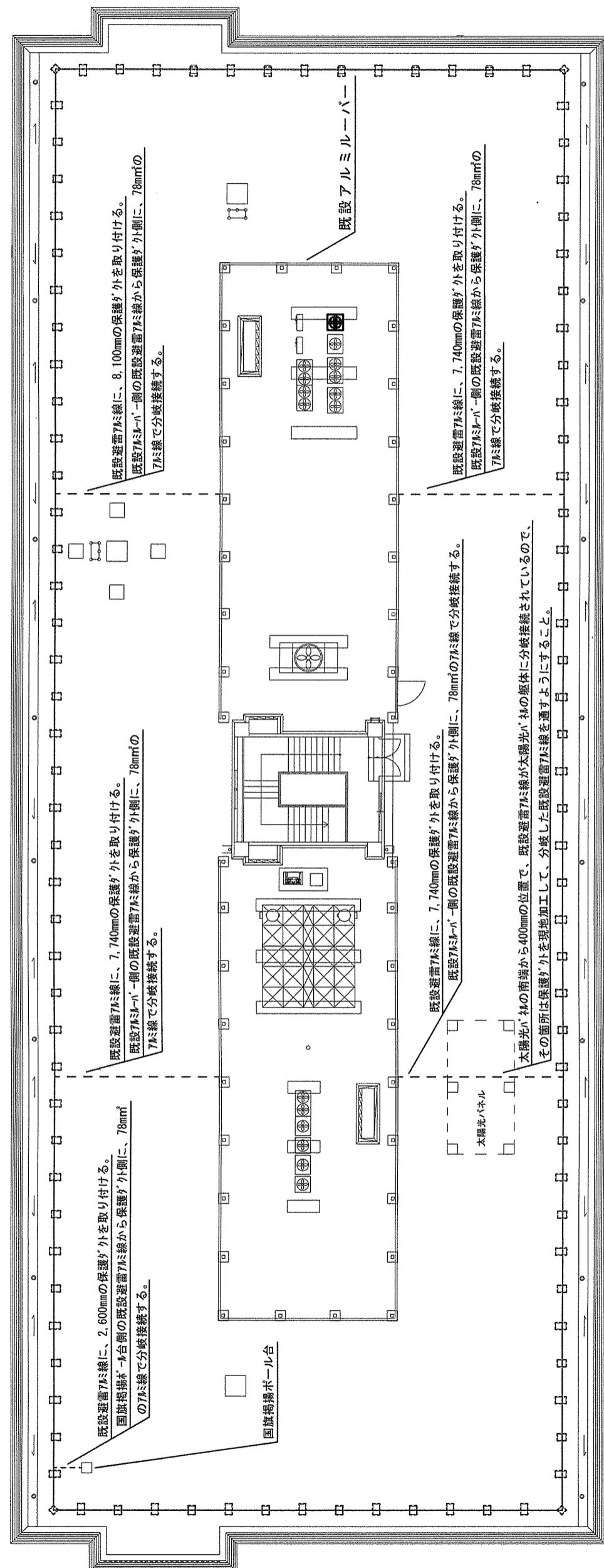
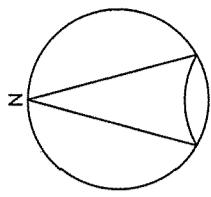
案内図 $S = 1/30,000$



配置図 $S = 1/5,000$

件名	(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事	図面番号	3 / 5
図名	案内図・配置図	縮尺	図示

関西補給処桂支処総務部管理課警備班

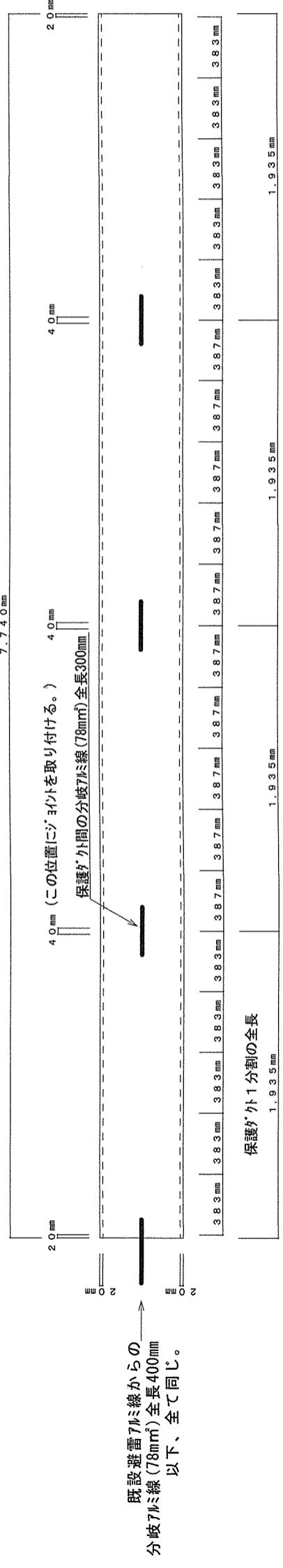


屋上平面図

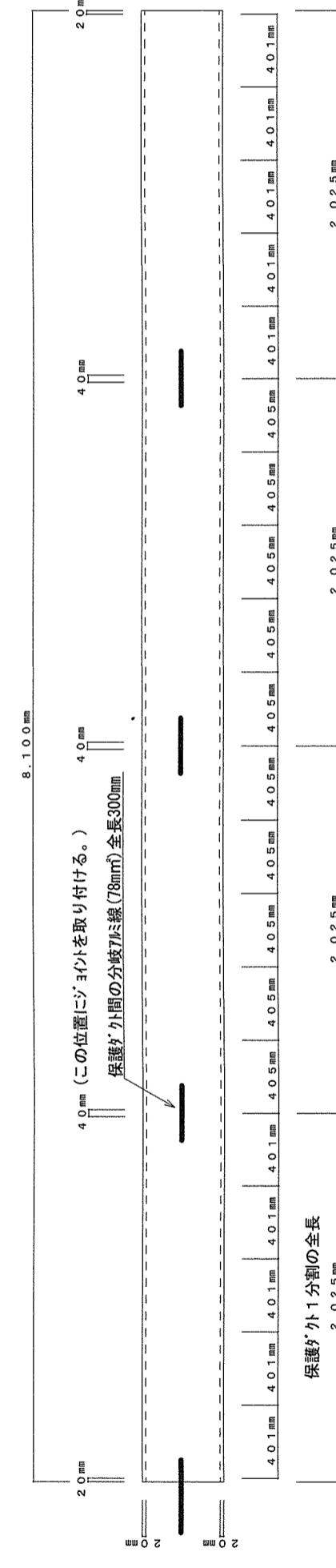
件名	(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事	図面番号	4 / 5
図名	屋上平面図	縮尺	1 / 300

関西補給処桂支処総務部管理課営繕班

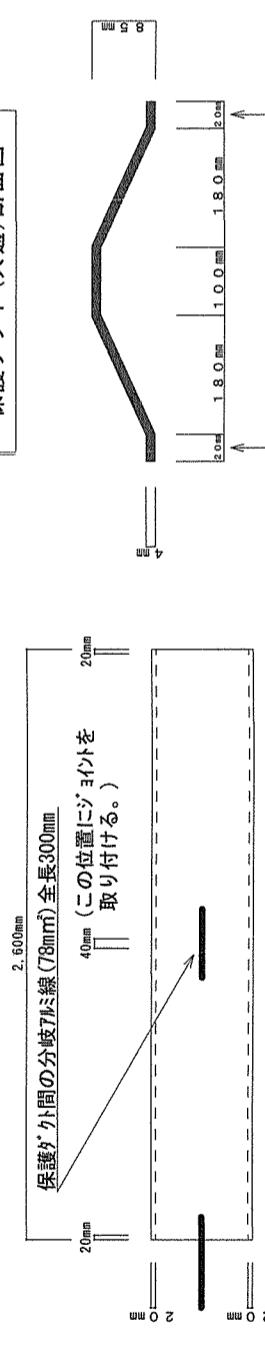
保護ダクト(7,740mm) 伏図



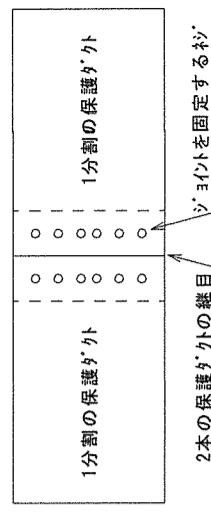
保護ダクト(8,100mm) 伏図



保護ダクト(共通) 断面図



保護ダクトの内側にジョイントを固定した際の伏図(共通)



ジョイントの寸法は、幅 : 40mm、厚さ : 4mm。
保護ダクトの内側から密着させるように寸加工する。
ジョイントの両端は、コンクリート床に接触しないようにする。
保護ダクトの内側にジョイントを固定する時のネジの位置や本数は、
上図を参考すること。

保護ダクト・ジョイント・避雷アルミ線の施工要領(全長7,740mmの保護ダクトを例にした場合)

- (1) 端から20mmの位置に6mm径の穴をあけ、そこから383mmの位置に順に穴をあけていく。ジョイントの位置によりジョイントにジョイントを2本の保護ダクトをまたぐように内側から密着させ、保護ダクトの外側から2本の保護ダクトをネジ留めによりジョイントに固定させる。2本目と3本目の保護ダクトでは、387mmピッチで穴を開けていく、4本目からは383mmピッチで穴を開ける。
- (2) 既設の避雷アルミ線を使つて1本目の保護ダクトの内側にボルト留め接続し、続いて1本目の保護ダクトから2本目の保護ダクトの内側へ78mm²のアルミ線を使つてボルト留め接続する。同じように2本目から3本目、3本目から4本目へと接続していく。78mm²のアルミ線を保護ダクトに固定するときには、裸圧着端子を使って保護ダクトの内側に、ボルト・ワッシャー・ナットをつけて固定する。

件名	(6) 1号建物避雷アルミ線保護ダクト取付工事	図面番号	5 / 5
図名	保護ダクト寸法図	縮尺	n / s